

No	対象資料					意見詳細				最終方針	
	資料名	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		対応	理由
								区分	理由		
1	戸籍附票システム標準仕様書	第3章 機能要件	5 証明	5.3 振り仮名	—	なお、氏又は名のみ振り仮名を記載する場合は、以下のように記載すること。 （記載例） （氏のみ振り仮名のみ記載する場合） 氏名の振り仮名 サイトウ （名空欄） （名のみ振り仮名のみ記載する場合） 氏名の振り仮名 （氏空欄） タロウ	なお、氏又は名のみ振り仮名を記載する場合は、以下のように記載すること。 （記載例） （氏のみ振り仮名のみ記載する場合） 氏名の振り仮名 サイトウ （名空欄） （名のみ振り仮名のみ記載する場合） 氏名の振り仮名 （氏空欄） タロウ	業務効率の向上	戸籍法の施行日を定める政令に経過措置規定を追加して、情報の収集が完了する附則第9条の規定（職権記載）の施行がされるまでの間、振り仮名の事項を公証しないことにはできないか。項目として、必須記載項目であるにもかかわらず、情報の収集をすべて終わっていない状況で公証することは以下の点において、不都合が生じる。 ・同一戸籍・世帯内での公証内容の相違による市民の混乱の発生。 ・上記市民に対する説明責任の発生と窓口業務の増加。 ・「空欄」情報が、庁内連携、住基ネットワークや情報提供ネットワークでも連携される場合、各種届出の情報更新による金融機関情報との不一致による振り込みエラーの発生や既にフリガナを運用で利用している業務に支障が発生。 ・「空欄」情報が交渉されることによる、民間手続きの一時停止（振り仮名情報が全て記載された証明がないと手続きできないと言われた場合） ・「空欄」情報が、住基ネットワークや情報提供ネットワーク等、連携システムに連携されない場合、紙の証明とデータの不一致による混乱。 ・150年保存の当該書類において、長期保存後に、第3号施行日から附則第9条施行日の間に除籍・除票になった証明にのみ「空欄記載」があり得ることについて、例えば100年後の職員がなぜ空欄なのか、説明するには、その知識を引き継ぐ必要がある。 例えば、戸籍法の施行日を定める政令で、「経過措置として、戸籍法施行規則第12条第1項の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本、同規則第73条の戸籍法第120条第1項の戸籍証明書又は除籍証明書について、令和5年法律第48号の法附則第9条の規定の施行がされるまでの間、戸籍法第13条第2項の事項の記載を省略することができる。」とできる規定にしておいて、住基法もそれに準じた規定を行い、データ入力は第3号施行日から開始するが、全国的に一律に職権削除後に公証開始をずらせないか。 また、戸籍—住民基本台帳システム間（こちらは相互通知等で連携が必要）以外のシステム連携についても同様に、データがそろった職権削除後に開始をずらせないか。	対応なし	対応なし。 戸籍法については法務省の所管となるが、振り仮名法制化に関する住民基本台帳法の改正では、令和5年6月9日の法律公布から2年以内に施行となっており、届出期間中においても公証された日本人氏名の振り仮名を戸籍の附票の記載事項として記載する必要がある。
2	戸籍附票システム標準仕様書	第3章 機能・帳票要件	—	—	20.0.2 各項目の記載	なお、氏名及び氏名の振り仮名について、それぞれの氏又は名の一方に空欄がある場合は、当該空欄部分について「（氏空欄）」又は「（名空欄）」と記載する。	なお、氏名及び氏名の振り仮名について、それぞれの氏又は名の一方に空欄がある場合は、当該空欄部分について「（氏空欄）」又は「（名空欄）」と記載する。	業務効率の向上	同上	対応なし	No.1のとおり
3	戸籍附票システム標準仕様書	第3章 機能・帳票要件	—	—	20.0.4 備考欄（異動履歴）の記載	また、氏又は名の振り仮名のいずれかが先に戸籍の附票の記載事項として記載され、後から当該振り仮名以外が記載される場合にも履歴を記載すること。	また、氏又は名の振り仮名のいずれかが先に戸籍の附票の記載事項として記載され、後から当該振り仮名以外が記載される場合にも履歴を記載すること。	業務効率の向上	同上	対応なし	No.1のとおり
4	戸籍附票システム標準仕様書	第3章 機能・帳票要件	—	20.1 戸籍の附票の写し等	20.1.2 戸籍の附票の写し	・氏名の振り仮名に関する注釈の「※氏名の振り仮名欄において、戸籍の届出がされていない氏又は名の振り仮名について空欄として表示されます。」を「※氏名の振り仮名欄において、削除となった時点で、戸籍の届出がされていない氏又は名の振り仮名は空欄として表示されます。」に改める。	・氏名の振り仮名に関する注釈の「※氏名の振り仮名欄において、戸籍の届出がされていない氏又は名の振り仮名について空欄として表示されます。」を「※氏名の振り仮名欄において、削除となった時点で、戸籍の届出がされていない氏又は名の振り仮名は空欄として表示されます。」に改める。	業務効率の向上	同上	対応なし	No.1のとおり

No	対象資料					意見詳細				最終方針		
	資料名	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	区分	修正案、ご意見の理由		対応	理由
									理由			
5	戸籍附票システム標準仕様書	第3章 機能要件	2 検索・照会・操作	2.1 検索	2.1.3 基本検索	「氏名・氏名の振り仮名」と記載がある。	「氏名・氏名の振り仮名・振り仮名公証フラグ」に修正する。	業務精度の向上	「振り仮名公証フラグ」が追加されるに当たり、検索条件として追加する必要があると考えるため。		対応なし	対応なし。 当該フラグについては経過措置終了後においては用途が希薄になり、またEUC機能により代替可能と考える。
6	戸籍附票システム標準仕様書	第3章 機能要件	1 管理項目	1.1 戸籍の附票データ	1.1.13 支援措置対象者管理	「支援措置対象者及び併せて支援措置を求める者の氏名、戸籍附票宛名番号、支援を求める事務、住所及び支援措置の期間以外の項目については、戸籍附票システム以外のシステムでデータベース構築も可能とするが、その場合でも戸籍の附票の支援措置対象者である旨の表示から画面遷移し、端末画面上でデータベースを確認できる機能を備えること」と記載がある。	「支援措置対象者及び併せて支援措置を求める者の氏名、戸籍附票宛名番号、支援を求める事務、住所及び支援措置の期間以外の項目については、戸籍附票システム以外のシステムでデータベース構築も可能とする」に修正する。	業務精度の向上	当市では戸籍附票システムとは別の窓口支援システムを利用し、書かない窓口対応を行っており、同システムで支援措置の情報を管理し、戸籍附票システム操作時だけでなく、その前段の附票の交付申請等の受付時にも支援措置であることを確認している。戸籍の附票の支援措置対象者である旨の表示から画面遷移する機能を必須としてしまつと、申請等の受付段階での支援措置の確認が不十分となり、住所の漏えいが発生する可能性があるため、画面遷移は必須としないいただきたい。		対応なし	対応なし。 戸籍附票システム以外のデータベースに支援措置に関する情報を保持する場合においては、仕様書に規定のとおり画面遷移が必要となる。
7	戸籍附票システム標準仕様書	第1章 本仕様書について	4 本仕様書の内容	(2)標準準拠の基準	—	戸籍附票の情報は本籍地の自治体のみしか参照できない仕様となっている。	戸籍事務内連携を契機として、副本参照（非本籍人の戸籍参照）が可能となっていることから、戸籍附票についても、非本籍人の情報が閲覧（証明書交付）できるようにする。	住民サービスの向上	住民基本台帳ネットワークシステムと戸籍情報連携システムの整備により、全国の情報につながるようになっており、今後システム標準化の恩恵を受けていくことになると考えられるため。また、住民基本台帳法第19条の規定における事務の効率化が図れるため。		対応なし	対応なし。 戸籍の附票については、デジタル手続法第10号施行日（令和6年5月30日施行期限）以降、附票連携システムにおいて、国外転出者については本籍地自治体以外で附票本人確認情報が閲覧可能となります。なお、戸籍の附票において、住民票のような広域交付を行う予定はありません。
8	戸籍附票システム標準仕様書	第3章 機能要件	1 管理項目	1.1 戸籍の附票データ	1.1.1 戸籍の附票データの管理	戸籍附票の入力は手入力項目が多く、ヒューマンエラーが起きやすい入力方法になっている。	戸籍附票情報の連携を進めて、非本籍人や住在外者の情報をデータ引用して入力できるようにする。	業務効率の向上	戸籍附票の入力画面（入力項目）簡素化を図るため。		対応なし	対応なし。 「4.1.3 CSから受信した戸籍の附票記載事項通知及び本籍転属通知の取込」にて以下機能を規定しており、当該機能により戸籍附票システムにおける手入力は極力発生しないと想定している。 ----- CSから戸籍の附票記載事項通知（法第19条第1項）及び本籍転属通知（法第19条第3項）を受信した場合、職員の手を介することなく自動で通知を取り込むことができること。